

## 行政報告

### 大規模太陽光発電設備の稼動開始について

昨年4月以降に清水地区3か所、御影地区1か所の計4か所で大規模太陽光発電設備(メガソーラー)の建設工事が行われ、更に、有明公園隣接の民有地についても建設工事が行われた。

計5か所のメガソーラーによる年間発電量は一般家庭約1,300世帯分に相当し、環境負荷の少ない再生可能エネルギーを生み出すこととなる。

このたび、丸紅株式会社電力・インフラ部門長などが来庁され、4か所の発電施設については昨年12月、民有地の5か所目については2月から本格稼動した旨の報告を受けた。

### 清水町土地改良区の解散について

清水町土地改良区は、土地改良事業の推進と食糧増産に寄与することを目的に設立され、これまで多くの農業基盤整備を実施してきた。

しかしながら、時代の変遷と農業情勢の変化により、土地改良区が実施主体となつての土地改良事業は行われなくなり、現在は資金の償還と土地改良施設の維持管理を主とした業務となつていた。この資金の償還業務も完了し、新規事業の予定もないことから、平成26年3月12日に開催した土地改良区総代会において、解散の可決がされた。

なお、財産等は町が引き継ぎ、清算人によって6月下旬に清算を結了される予定である。

## 請願の審査

件名	提出者	審査委員会	結果
TPP交渉等国際貿易交渉に係る請願について	十勝清水町農業協同組合	産業厚生 常任委員会	採 択
国益なきTPP合意に断固反対し、国会決議の遵守を求める請願について	清水町農民連盟	産業厚生 常任委員会	採 択

## 意見書の提出

請願等のあつた次の意見書は、第3回定例会において審議の結果、可決され、議会はこれを関係行政庁に提出しました。

- TPP交渉等国際貿易交渉合意に断固反対し、国会決議の遵守を求める意見書
- 「手話言語法(仮称)」の制定を求める意見書

## 条例の制定・一部改正

### 清水町学童クラブ育成料徴収条例(新設)

清水町学童クラブの育成時間の延長に伴う育成料(延長育成料)の徴収。



### 清水町課設置条例の一部改正

課の分掌事務について、総務課の「統計に関すること」と、都市施設課の「土地利用に関すること」を企画課に変更。子育て支援課の「母子保健に関すること」を保健福祉課の「健康推進に関すること」に包括する。



### 常勤特別職員の給与に関する条例の一部改正

平成26年6月から平成28年12月までの間、町長の期末手当の一部を減額。

### 清水町職員の給与に関する条例の一部改正

55歳以上の職員に関する昇給の基準の改正等。

### 清水町行政財産使用料条例の一部改正

消費税及び地方消費税の税率改正。

### 清水町立清水幼稚園保育料等徴収条例の一部改正

同一の世帯から2人以上の児童が入園している場合、2人目以降の保育料を無料とする。



### 清水町野外スポーツ施設設置条例の一部改正

清水町民テニスコートの廃止。

### 清水町保育所条例の一部改正

#### 清水町へき地保育所条例の一部改正

同一の世帯から2人以上の児童が入所している場合、2人目以降の保育料を無料とする。

延長保育の実施に伴う保育料(延長保育料)の徴収。

### 清水町道路占用料徴収条例及び清水町普通河川管理条例の一部改正

消費税及び地方消費税の税率改正による占用料等の改正。